

政策目標4 安全、快適な基礎づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野33 住宅・住環境

目指す姿		
安全で快適な住環境が整っているまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	空家等対策の推進	
	防災、防犯、景観などの観点から、適切な管理がされず、市民生活に影響を及ぼしている空家等の解消に努めます。また、空家等の利活用促進など空家発生の未然防止に取り組みます。	
施策2	市営住宅の管理運営	
	低廉で良好な住宅を提供するため、市営住宅の管理運営を適切に行うとともに、長寿命化に向けた改善や建て替え等を進めます。	
施策3	住宅・建築物の耐震化の促進	
	市民の安全・安心を確保し、かつ、生命と財産を守るため、地震などの災害に強い住環境の整備を推進します。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	安全、衛生、景観等の問題を抱える空家等の解消率					特定空家等のうち問題が解消された数/特定空家等の総数
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	21	24	27	45	各年度において特定空家の増減があるが、近年5ヵ年では40%台で推移していることから、同水準を維持していくことが妥当であると考え、令和8年度からの目標値を45%とした。
	実績	43	41	41	-	
	達成率	204.8%	170.8%	151.9%	-	
2	市営住宅の長寿命化に向けた改善戸数					
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	430	458	473	473	市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改善を実施している。
	実績	430	458	458	-	
	達成率	100%	100%	96.8%	-	
3	住宅の耐震化率					
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	92.4	93.7	95.0	95.0	目標に対して遅れが生じているため、今後、さらに耐震化に対する市民の意識を高めていく必要がある。
	実績	87.0	87.4	87.8	-	
	達成率	94.2%	93.3%	92.4%	-	

2 施策の評価

施策 1	空家対策の推進
主な取組状況と成果	【1】第2期空家等対策計画の推進 ・平成27年に学識経験者や法務、不動産、建築等の関係団体で構成する空家等対策協議会及び庁内の関係課長会議を設置し、以降、空家等対策に係る情報共有や意見聴取等を行っている。 ・令和3年4月に第2期空家等対策計画を策定し、未然発生防止の取組や特定空家への対応を強化するための施策の充実を図った。 【2】空家等の実態調査 ・町内会へのアンケート調査やヒアリング調査を実施するとともに、空家等の実態把握のための現地調査を行ってきた。また、調査結果については、毎年町内会と共有している。（空家実数：1,490戸 令和7年3月時点） 【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進 ・適正管理が必要な空家等の所有者等に対し、適正管理の依頼を行うとともに、特に周辺への影響が大きく、危険性が高い空家等について、特定空家等に指定し、法に基づく、助言・指導を実施した。 ・空家等に関する相談体制を構築し、チラシの作成・配布等により、空家等の発生抑制対策を実施した。（令和6年度の主な実績 相談数：157件、固定資産税納税通知書同封チラシ：47,000枚） ・平成30年度に空家等改修支援事業を創設し、これまで12件の空家等の利活用を支援し、空家等の解消と地域コミュニティの活動拠点づくりや移住促進を支援した。 ・令和5年度に空家等解体撤去事業を創設し、居住環境の改善及び地域活性化を推進している。（令和6年度実績15件） ・危険空家等の応急的対応ができるよう、令和5年度に空家等応急措置条例を制定した。 【4】空家等対策特別措置法（以下、空家法）の改正に伴う対応 ・令和7年度において、空家法に基づく相続財産清算人の選任申立てを行い、特定空家の解消に取組んでいる。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】第2期空家等対策計画の推進 ・少子高齢化や核家族化などを背景に、空家等は増加し、適切に管理されていない空家等の近隣環境への影響が危惧され、行政の対応が求められている。適正に管理されていない空家等への対応に重点をおいていく必要がある。 ・都市計画など、各種計画と連携し、人口減少・少子高齢化の進行の中でも持続可能なまちづくりに寄与していく。 ・令和7年度は第2期空家等対策計画の最終年度となるため、これまでの空家対策の総括を行うとともに、次期計画においては、住生活に係る計画期間を含めた各種計画との整合性を図り、また、庁内の関連施策との連携や、不動産業界等が取組む空家関連事業への支援など、複雑かつ多様化する空家等の課題解決に向けた体制のあり方等について協議・検討を進めていく。 【2】空家等の実態調査 ・空家等においては建物の経年劣化や所有者や管理者等の状況の変化など、取り巻く環境が変化することから、実態調査に基づく情報管理を適切に行っていく必要がある。空家等対策における実態の把握は、行政のみならず、関係機関・団体や地域住民とともに取り組む必要があり、所有者と地域住民の日頃のコミュニケーションが重要であることから、地域との連携を図りながら対策を推進する。 【3】空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進 ・空家等は第一義的には、所有者の責任のもと適正管理を促すとともに、所有者個々の事情等にも考慮しながら対応を図る必要がある。特に特定空家等の対応においては、具体的なロードマップを作成しながら、法に基づく助言・指導を順次行うとともに、所有者不存在の特定空家については相続財産清算人制度を活用するなど、法務、不動産等の関係団体と連携し、施策を推進し、解消につなげていく。 ・発生抑制のためには、空家を未然に防ぐ情報冊子を作成し、建物等の所有者及び管理者に対し、空家について啓発活動を行う。また、相談窓口に関するチラシを固定資産税納入通知書に同封するなど、空家等の未然発生防止の取組により注力していく。 ・利活用については、不動産の利活用・流通促進に取り組み、市民や移住者などのニーズを踏まえ、国の補助制度を活用しながら空家対策支援事業の拡充を調査検討していく。 【4】空家法の改正に伴う対応 ・空家等の発生抑制対策として、相続登記の義務化について周知の徹底を図る。 ・所有者等が土地・建物を管理せずに放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合には、管理不全土地・建物の管理制度の活用を協議・検討していく。

施策2	市営住宅の管理運営
主な取組状況と成果	【1】会津若松市住生活基本計画の策定（政策分野全体に係るものであるが、施策2に記載） 【2】セーフティネット住宅供給促進事業 ・民間賃貸住宅の大家等に対して、住宅セーフティネット制度についての説明会を開催するとともに、登録について業界団体へ協力を依頼するなど、制度の周知に努めてきた。 【3】市営住宅大規模改善事業 ・昭和40年代後半から供給された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。 ・令和2年度から城西団地に着手し、令和6年度までに5棟108戸の改善を行った。 【4】市営住宅管理運営事業 ・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。 ・市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。 ・火災等により住宅に困窮している人の一時避難場所として市営住宅を使用できるように制度を整えた。 【5】城前団地建替事業 ・令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。 ・建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】会津若松市住生活基本計画の策定（政策分野全体に係るものであるが、施策2に記載） ・関係各課と連携し、令和8年度の策定に向けて取り組んでいく。 【2】セーフティネット住宅供給促進事業 ・大家や不動産事業者等の制度についての理解が深まっていないため、業界団体に依頼するなどして、大家等へ制度について説明する機会を創出していく。また、人口減少対策の観点から、新婚世帯や子育て世帯などについても対象とするか研究していく。 【3】市営住宅大規模改善事業 ・経年により事業の対象となる住宅は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。 ・長期的に利用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期（概ね耐用年数の半分程度）にある住宅を対象に、外壁の改修に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を行っていく。 【4】市営住宅管理運営事業 ・住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、社会・経済情勢等を踏まえて、入居者資格の緩和について検討していく。 ・老朽化が進む市営住宅の修繕や入居者対応のほか、市営住宅の予防保全の推進、市営住宅を活用した地域活性化や人口減少対策などの新たな取組も求められていることから、そうした取組等を推進する体制を構築するため、市営住宅の管理運営業務についての民間委託を検討していく。 【5】城前団地建替事業 ・城前団地については、令和7年度で既存入居者の移転が概ね完了し、令和8年度以降は公募による入居者募集を開始する予定であることから、若者世帯や子育て世帯等の入居を促進させるなど、既存コミュニティの活性化を図っていく必要がある。 ・事業の進捗や社会的ニーズ等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。

施策3	住宅・建築物の耐震化の促進
主な取組状況と成果	【1】耐震改修の促進 ・木造住宅耐震診断促進事業、大規模建築物耐震診断支援事業及び避難路沿道建築物耐震診断等支援事業を実施するとともに、令和3年度に「会津若松市耐震改修促進計画」を改定し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んでいる。 木造住宅耐震診断の実績 令和4年度 4件、令和5年度 1件、令和6年度 6件 ・大規模盛土造成地においては、第2次スクリーニングの結果、安全性が確認されなかった盛土（河東町南高野地区）の滑動崩落防止対策として、令和5年度に対策工事の詳細設計を実施し、令和6年度から工事を進めている。 令和2年度～令和5年度：大規模盛土造成地変動予測調査（第2次スクリーニング） 合計4箇所 令和5年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止詳細設計 1箇所 令和6年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事 1箇所
課題認識と今後の方針・改善点	【1】耐震改修の促進 ・耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。 ・第2次スクリーニングにより安全性が確認されなかった大規模盛土造成地（河東町南高野地区）においては、滑動崩落を防止する対策工事を継続的に実施し令和8年度までに完了する予定である。一方、対象となる大規模盛土造成地については、今後も経過観察マニュアルに基づき、定期的な点検や、震度5弱以上の地震又は大雨が発生した場合の異常時点検を実施し安全を確認する。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 空家等対策の推進】

- ・第2期空家等対策計画に基づき、空家等の実態調査をベースに、空家等の適正管理・発生抑制・利活用の推進の各種対策を推進。
- ・空家等総合支援事業により、改修支援12件、解体撤去支援21件による空家等の解消に繋がった。
- ・空家数では、令和4年度の1,587戸をピークにその解消数も増加しており、令和7年3月現在で、令和元年度同水準の1,490戸となっており、各種対策の推進が空家等の増加に歯止めをかけているなど、一定の成果が現われている。

【施策2 市営住宅の管理運営】

- ・安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設を長寿命化しライフサイクルコストを縮減することができた。
- ・城前団地建替計画に基づき、既存住宅解体、実施設計、住棟建設を進め、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備し、既存住宅入居者に良好な住環境を提供することができた。

【施策3 住宅・建築物の耐震化の促進】

- ・木造住宅耐震診断促進事業及び大規模建築物耐震診断支援事業を実施するとともに、令和3年度に「会津若松市耐震改修促進計画」を改定し、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んでおり、住宅の耐震化率の向上を図っている。

○課題

【施策1 空家等対策の推進】

- ・空家対策を「まちづくり」の長期的な視点にたてば、年々増え続ける空家等を対処療法的に改修、解体を行うだけではなく、家を新築しようとする方、家を所有している方などに対し、空家化を未然に防ぐ方策を周知するなど、入口対策を徹底して行うことにより空家をこれ以上増やさないこと、既存の空家等を貴重な地域資源として活用を促進し、また、空家解消後の跡地利用を、不動産としてうまく流通させていく出口対策までを一貫して行うなど、住環境の好循環を生み出すことで、持続可能な安心安全で住みよい「まちづくり」に繋げていかなければならない。

【施策2 市営住宅の管理運営】

- ・経年により大規模改善事業の対象となる住宅は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。
- ・城前団地については、令和7年度で既存入居者の移転が概ね完了し、令和8年度以降は公募による入居者募集を開始する予定であることから、若者世帯や子育て世帯等の入居を促進させるなど、既存コミュニティの活性化を図っていく必要がある。

【施策3 住宅・建築物の耐震化の促進】

- ・建築物の耐震化については、会津若松市耐震改修促進計画に基づき、今後も普及啓発に努め木造住宅耐震診断促進事業を継続し、市民の生命・財産を守るために重要な住宅の耐震化を促進していく必要がある。
- ・また、不特定多数が利用する大規模建築物や緊急輸送路に指定された避難路沿道建築物への耐震改修工事の支援を進めていく。

5 最終評価

政策分野33「住宅・住環境」の推進にあたっては、人口減少・少子高齢化の進行や自然災害が頻発・激甚化する中で、放置された空家等への対処や住環境の安全・安心に向けた取組が一層求められていることから、住生活の分野において市が直面している問題を整理した上で、住生活基本計画を新たに策定し、住環境の整備を進めていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 空家対策の推進							
1		◎	基本目標2	11.1	空家等対策事業	継続	建設部・建築住宅課
2				11.1	空家等対策支援事業	継続	建設部・建築住宅課
施策2 市営住宅の管理運営							
1	◎			11.1	会津若松市住生活基本計画の策定	新規	建設部・建築住宅課
2	◎	◎		11.1	セーフティネット住宅供給促進事業	継続	建設部・建築住宅課
3	◎	◎		11.1	市営住宅大規模改善事業	継続	建設部・建築住宅課
4		◎		11.1	市営住宅管理運営事業	継続	建設部・建築住宅課
5		◎		11.1	城前団地建替事業	継続	建設部・建築住宅課
施策3 住宅・建築物の耐震化の促進							
1		◎		11. b	耐震改修促進事業	継続	建設部・建築住宅課
2		◎		11. b	宅地耐震化促進事業	継続	建設部・開発管理課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

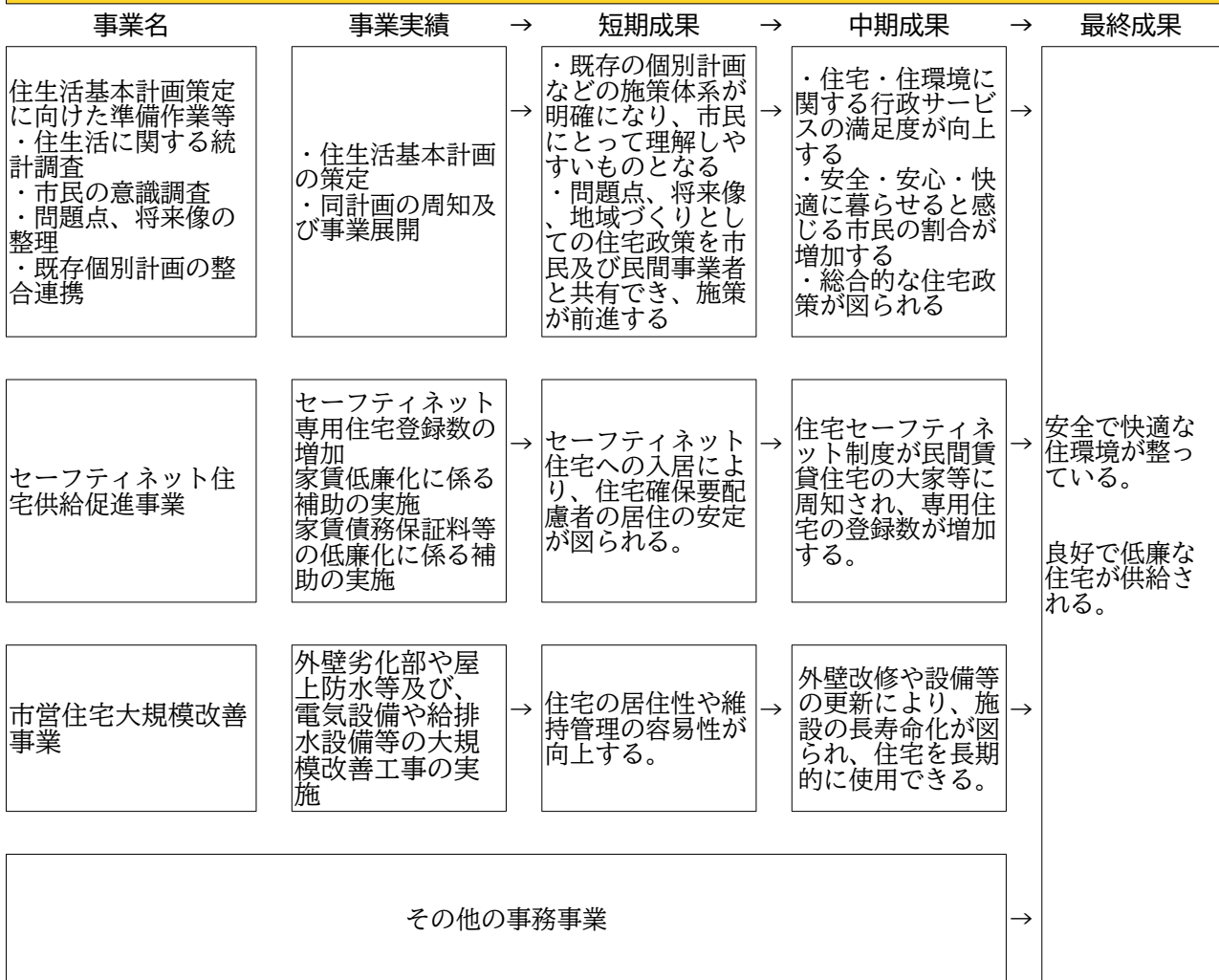
施策1 空家対策の推進					
1	事業名	空家等対策事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・建築住宅課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	令和3年4月に策定した第2期空家等対策計画に基づき、空家等の実態の把握とともに適正管理の促進、発生抑制対策、利活用対策、特定空家等対策を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	10,170	16,028
			所要一般財源	9,670	13,028
			概算人件費	21,622	23,321
	取組状況と 成果	・各種施策の充実のため、学識経験者や関係団体等で構成する空家等対策協議会を設置し、その助言等に基づく効果的な施策運営を行ってきた。 ・町内会へのアンケート調査等により、空家等の実態把握を行ってきた。 ・実態把握や通報による現地確認、所有者・相続人等の実態調査（登記や戸籍等の調査）、所有者等への適正管理依頼文書の送付や直接の交渉に等により空家の解消に取組んできた。 ・より状態の悪い空家については、特定空家の指定を行い、助言、指導等により重点的に空家の解消に取組んできた。 ・令和5年に空家等応急措置条例を制定し、応急措置を要する空家等が発覚した場合の実施基準等を整備した。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・空家等のうち、適正に管理されていない空家等への対応に重点を置いていく必要があることから、今後、特定空家の解消に向け、具体的なロードマップを作成し、とりわけ所有者不存在の特定空家については相続財産清算人制度の活用を進めていく。 ・令和7年度は第2期空家等対策計画の最終年度となるため、これまでの空家対策の総括を行うとともに、次期計画においては、住生活に係る計画期間を含めた各種計画との整合性を図り、また、庁内の関連施策との連携や、不動産業界等が取組む空家関連事業への支援など、複雑かつ多様化する空家等の課題解決に向けた体制のあり方等について協議・検討を進めていく。			
2	事業名	空家等対策支援事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部・建築住宅課	次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	第2期空家等対策計画に基づき、安全・安心なまちづくりと居住環境の改善、さらには地域の活性化を図るため、適正な管理が行われていない空き家等について、「空家等改修・解体撤去補助金」を交付することにより改修や除却等の支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,400	15,800
			所要一般財源	8,050	14,950
			概算人件費	1,545	3,090
	取組状況と 成果	・平成30年度に空家等改修支援事業を創設。令和6年度までに12件を支援。 ・令和6年度に空家等解体撤去支援事業を新設し、改修支援事業と合わせて空家等対策支援事業補助金交付要綱を制定。令和6年度まで21件を支援。 ・解体撤去支援事業を活用しての特定空家の解消については令和5年度1件、令和6年度1件となっている。 ・本事業については、特定空家等や管理が不十分な空家所有者等に対し、適正管理依頼と併せて周知を行っている他、市HP、市政だより、ラジオ、固定資産税納税通知書への同封、空家情報冊子への掲載など、あらゆる媒体を通じて広報に取組んでいる。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・空家対策は、所有者等の責任が原則であるが、適切に管理されていない空家の解消のため、空家対策支援事業の拡充を図っていく。（令和7年度は改修支援事業が4月中に予定の3件（7月1日現在で相談は7件）に達し、解体・撤去支援事業が5月中に予定の21件（7月1日現在で相談は62件）に達し募集を終えている。） ・空家の解体、改修に関連する相続登記や、空家内の残置物撤去などへの支援に関する相談も増加傾向にあり、それらの支援メニューを整備している自治体もあることから、国の補助制度の利活用も含め、調査検討していく。			

施策2 市営住宅の管理運営					
1	事業名	会津若松市住生活基本計画の策定		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	新規
	概要 (目的・内容)	住まいに関する市の個別計画及び国・県の住生活基本計画と連携を図った、安全・安心・快適に暮らせるための「会津若松市住生活基本計画」を策定する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	20,000
			所要一般財源	0	10,000
			概算人件費	1,507	7,531
	取組状況と成果	—			
	課題認識と今後の方針・改善点	関係各課と連携し、令和8年度の策定に向けて取り組んでいく。			
2	事業名	セーフティネット住宅供給促進事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	民間賃貸住宅の大家や不動産事業者等に対して、住宅確保要配慮者専用の民間賃貸住宅（セーフティネット専用住宅）への登録を促す。また、セーフティネット専用住宅の大家等に対して家賃低廉化に係る補助及び家賃債務保証料等の低廉化に係る補助を行う（入居時のみ）。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,000	6,600
			所要一般財源	1,500	1,650
			概算人件費	4,021	4,021
	取組状況と成果	民間賃貸住宅の大家等に対して、住宅セーフティネット制度についての説明会を開催するとともに、登録について業界団体へ協力を依頼するなど、制度の周知に努めてきた。			
	課題認識と今後の方針・改善点	大家等の制度についての理解が深まっていないため、業界団体に依頼するなどして、大家等へ制度について説明する機会を創出していく。また、人口減少対策の観点から、新婚世帯や子育て世帯などについても対象とするか研究していく。			
3	事業名	市営住宅大規模改善事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	市営住宅の外壁劣化部や屋上防水等及び、電気設備や給排水設備等を改善し、経年により低下した安全性や居住性の向上及び長寿命化を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	70,000	70,000
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	2,519	2,519
	取組状況と成果	昭和40年代後半から建設された耐火構造の住宅を対象に、令和元年度までに、年貢町団地170戸、居合団地180戸の改善を完了した。 令和2年度から城西団地に着手し、令和6年度までに5棟108戸の改善を行った。			
	課題認識と今後の方針・改善点	経年により事業の対象となる住宅数は今後も増加していくため、継続して計画的に事業に取り組む必要がある。 長期的に使用可能な耐火構造の住宅のうち、施設の更新時期（概ね耐用年数の半分程度）にある住宅を対象に、外壁の改修等に併せ、電気設備と給排水設備を同時施工することにより、コスト縮減を図りながら施設の改善を実施していく。			

4	事業名	市営住宅管理運営事業		法定／自主	自主
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	住宅施設を適切に管理供給するため、入退去管理、家賃の賦課・徴収、空家修理、計画的改善、用地取得などを行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	218,520	270,214
			所要一般財源	72,390	64,100
			概算人件費	101,025	106,289
5	取組状況と 成果	安全で快適な市営住宅を長期にわたり維持管理していくため「市営住宅長寿命化計画」を策定し、定期点検、予防保全に重点をおいた計画的な改善等を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減に取り組んできた。 市営住宅を長期に安定供給するため、賃借地の購入取得を進めてきた。 火災等により住宅に困窮している人の一時避難場所として市営住宅を使用できるように制度を整えた。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、社会・経済情勢等を踏まえて、入居者資格の緩和について検討していく。 老朽化が進む市営住宅の修繕や入居者対応のほか、市営住宅の予防保全の推進、市営住宅を活用した地域活性化や人口減少対策などの新たな取組も求められていることから、そうした取組等を推進する体制を構築するため、市営住宅の管理運営業務についての民間委託を検討していく。			
	事業名	城前団地建替事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	城前団地の市営住宅は、その多くが建設から50年程度経過し、老朽化が進行していることから、建て替えによって施設を更新することにより、ユニバーサルデザインなどに配慮した住環境の改善を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	506,571	380,500
			所要一般財源	11,295	4,750
			概算人件費	7,277	7,277
	取組状況と 成果	令和2年度に改定した「市営住宅長寿命化計画」に基づき、当初300戸としていた整備戸数を240戸に縮小したほか、建替順序等について、令和3年度に「城前団地建替計画」の見直しを行った。 建替計画に基づき、平成26年度から第1期の建て替えに着手し、建替時期に合わせて、既存住宅解体、実施設計、住棟建設、入居者移転等を行いながら、令和5年度完成の第5期までに6棟104戸を整備した。			
	課題認識と 今後の方針・改善点	城前団地については、令和7年度で既存入居者の移転が概ね完了し、令和8年度以降は公募による入居者募集を開始する予定であることから、若者世帯や子育て世帯等の入居を促進させるなど、既存コミュニティの活性化を図っていく必要がある。 事業の進捗や社会的ニーズ等も変化していくことから、適切な時期に建替計画を見直しするなど、柔軟に対応しながら事業を実施していく。			

施策のロジックモデル（政策の設計図）

施策2 市営住宅の管理運営



成果を示す根拠の推移（中期成果）

事業名	項目	R6		R7		R8		R9	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
会津若松市住生活基本計画の策定	「住み続けたい」と思う市民の割合	—	—	—	—	—	—	—	—
セーフティネット住宅供給促進事業	セーフティネット専用住宅数	—	—	20	—	25	—	30	—
市営住宅大規模改善事業	大規模改善工事を実施した住宅のうち、現在も供給が可能な住宅の割合（％）	100	100	100	97	100	—	100	—

施策3 住宅・建築物の耐震化の促進					
1	事業名	耐震改修促進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物について、耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に係る費用について支援を行う。また、昭和56年以前に建てられた木造住宅について、耐震診断及び耐震改修に係る費用の支援を行い、耐震化の促進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	3,160	5,900
			所要一般財源	3,160	5,900
			概算人件費	9,038	9,038
取組状況と 成果	「会津若松市耐震促進計画」に基づき、新耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震診断の支援（R6まで76件）に取り組んできた。また、改正耐震改修促進法が施行されたことに伴い、平成26年度より大規模建築物の耐震診断の支援（6件）、平成29年度から避難路沿道建築物への支援（診断18件、改修2件）を実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・木造住宅の耐震診断、耐震改修の実施数が少ないことから、耐震化への意識の醸成が課題である。 ・市ホームページでの情報発信、個別訪問等を継続して実施し、耐震化への周知に努める。また改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数が利用する大規模建築物や避難路沿道建築物に耐震診断が義務化されたことから耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事の支援を進めていく。				
2	事業名	宅地耐震化推進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	大規模な地震時における盛土造成地の滑動・崩落による被害から市民の生命と財産を守るため、大きな被害を生じさせる恐れがある大規模盛土造成地において、滑動崩落防止対策を進め、被害の防止・軽減を図るとともに、経過観察マニュアルに基づき、対象となる造成地について定期的な点検や異常時点検を実施し、安全確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	56,213	61,213
			所要一般財源	3,963	4,213
			概算人件費	2,240	2,240
	取組状況と 成果	大規模盛土造成地の安全性を確認するための第2次スクリーニング計画を基に、対象盛土41ブロックの内、優先度の高い4ブロックの第2次スクリーニングを完了し、3ブロックの安全性を確認した。安全性が確認されなかった1ブロックの盛土（河東町高塚地区）については、令和5年度に滑動崩落防止対策工事の詳細設計を実施し、令和6年度から工事を実施している。 令和2年度～令和5年度：大規模盛土造成地変動予測調査(第2次スクリーニング) 合計4箇所 令和5年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止詳細設計 1箇所 令和6年度：大規模盛土造成地滑動崩落防止対策工事 1箇所			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	第2次スクリーニングにより安全性が確認されなかった大規模盛土造成地（河東町南高野地区）においては、滑動崩落を防止する対策工事を継続的に実施し令和8年度までに完了する予定である。一方、対象となる大規模盛土造成地については、今後も経過観察マニュアルに基づき、定期的な点検や、震度5弱以上の地震又は大雨が発生した場合の異常時点検を実施し安全を確認する。			